

午後のセッションは、第1条、第2条について。

#### <第1条>

**Everyone is entitled to the promotion, protection and respect for all human rights and fundamental freedoms, in particular the right to life, in a context in which all human rights, peace and development are fully implemented.**

議長から、既存の特に、世界人権宣言を反映するような形で簡潔にまとめたという趣旨説明があり、最初の発言はアメリカ。

#### 【政府代表】

・アメリカ：前回の現案にくらべると改善されていることを評価する。第1条は、“Everyone” = 「すべての人」が主語になっているが、国連の宣言は国家に焦点をあてたほうがいいのではないか。国家は基本的自由を促進し保護する義務を負う、その中に right to life があるのいいのではという提案。また、“in particular” = 「特に」生命の権利となっているが、“including” = 「含む」としたほうがいいという提案をし、いずれも個人の権利性を薄めようとするもの。1条の焦点を right to life から遠ざけるという意図ではないか。

・イギリス：1条の最後のあたりの意味がわからない。明確にしてほしい。

・EU：細かい文言の修正。“Everyone is entitled to” → “enjoy” = 「享受している」に修正したほうがいい。コンマのあとが不明瞭。平和、発展、人権の関係がよくわからない。発展や平和と関係ないコンテキストがあるからこれではわからない。書き直したほうがいいのでは。

・アメリカ 2回目：原案が “all human” = 「すべての人権」を尊重するという表現から、「彼らの人権」を尊重するに変更したほうがいい。（趣旨がわからないが弱める趣旨か）

・ロシア：後半部分の平和と人権と発展の関係が相互に不可分の関係にあるという文言を入れてほしい。

・チュニジア（あるいはインドネシアか。議長と通訳の話した国名が異なったので不明確）個人の権利と集団の権利のバランスをとる必要がある。“Everyone” だけではなく “Everyone and peoples” あるいは “individual and peoples” と、“peoples” をきちんと言う。

#### 【NGO】

・“peoples” とすべき。

・ロシア：NGOのセッションだが手続き的なことなので発言させてほしい。国家代表は1条、2条に関して誰も国からの指示をうけていないと思う（新宣言案が出て時間がなかった）。文言についてもはっきりOKは出せない。今回は意見だけを聴取してほしい。（議長

が、それでいいかとたずねたら、誰も反対しないのでそうなった。)

・カルロス

新草案の1条は、諮問委員会がかつて作った1条～12条をまとめているので、宣言のもつとも重要な部分。こんな形になってしまったが、それでいいのか。諮問委員会がつくっているのを完全に塗り替えているので直してほしい。

・アルジェリア：“individual and peoples”と集団的権利をいれてほしい。

・日本から武村さん

・ユナイテッドピースビルダーズ

“right to live in peace”にしてほしい。この理念をどうやって実施するのか、「この条文のために平和教育が重要である」というような文言をいれてほしい。

・創価学会インターナショナル：1条については、平和的な社会で生きる権利を有する。さらに平和的な社会を実現するためにはどうしなければならないかということを入れてほしいなど明確な提言をした。

アルジェリア：テロリズムを非難するというのをに入れてほしい。平和への権利で重要。

<第2条>

**States should enhance the principles of freedom from fear and want, equality and non-discrimination and justice and rule of law as a means to build peace within societies. In this regard, States should undertake measures to bring about, maintain and enhance conditions of peace, particularly to benefit people in need in situations of humanitarian crises.**

意見を求められたが、なかなか手があがらず

ウルグアイ：議長は、第2条の趣旨は人間の尊厳を尊重するといっていたが、尊厳という言葉がなく、わかりにくい。“human dignity”という言葉を入れてほしい。

イギリス：“principle”というのは広すぎて中身がわからない（議長：尊厳という意味だと説明）。“measures”は何のことかわからない。（議長：具体的な措置を書きたいのではなく、国家が措置をとる、アクションを起こすということを入れていいる。特定の措置を想定していないと説明）。

アメリカ：“enhance”ではなく“promote”にしたほうがいい。（その後、はっきり明確にするために提案がありますと言い、文章を言ったが、その中で“conditions of peace”はなくしていた。弱めたい意図があるのでは）

ロシア：政治的宣言にすぎず、アクションプログラムではないのだから計画の文言を入れるべきではない

EU：文章全体は意味がとりにくい。アメリカが提案するような形で文章をかきなおしたうがいいのでは。

インドネシア：第2条は新しい価値がなく、特定の措置について言及する必要があるのではないか。紛争を平和的に解決する義務があるといれたらどうか。

## 【NGO】

- ・インターナショナルフェデレーション（？）

国家は、武力を使うことを控えることの義務を負う。紛争を平和的手段によって解決する義務を負うと言いう文言をいれるべき。

- ・創価学会インターナショナル

国家の責任をもっとはっきりわからせるべき。民主主義という言葉挿入すべき。有害物質について言及してほしい。国連人権理事会のアジェンダとしてすでにとりあげられているので、十分ここにいれる価値がある。